

第5編 公 園

第1章	基盤整備……………	5	—	1	—	1	—	1
第2章	植栽……………	5	—	2	—	1	—	1
第3章	施設整備……………	5	—	3	—	1	—	1
第4章	共通工(公園施設等撤去・移設) ……	5	—	4	—	1	—	1

第1章 基盤整備

1 敷地造成工	5-1-1-1
1-1 適用範囲	5-1-1-1
1-2 トラクター土工	5-1-1-1
2 擁壁工	5-1-1-1
2-1 適用範囲	5-1-1-1
2-2 コンクリートブロック工	5-1-1-1
2-2-1 コンクリートブロック(空洞ブロック積)	5-1-1-1
2-3 石積工	5-1-1-1
2-3-1 雑石-練石積	5-1-1-1
2-4 れんが積工	5-1-2-1
2-4-1 れんが積	5-1-2-1

第2章 植栽

1 公園植栽工	5-2-1-1
1-1 適用範囲	5-2-1-1
1-2 高木、中低木植栽工	5-2-1-1
1-3 地被類植栽工	5-2-1-4
1-3-1 地被類植栽	5-2-1-4
1-3-2 張芝	5-2-1-4
1-4 樹木養生工	5-2-1-5
1-4-1 マルチング	5-2-1-5
1-4-2 支柱設置	5-2-1-6
1-5 樹名板工	5-2-1-7
2 公園移植工	5-2-2-1
2-1 適用範囲	5-2-2-1
2-2 移植工	5-2-2-1
2-2-1 掘取	5-2-2-1
2-2-2 運搬	5-2-2-1
2-2-1 植栽	5-2-2-1
3 樹木整姿工	5-2-3-1
3-1 適用範囲	5-2-3-1
3-2 高中木整姿工	5-2-3-1
3-3 低木整姿工	5-2-3-1
4 道路植栽工	5-2-4-1
4-1 適用範囲	5-2-4-1
5 植栽維持工	5-2-5-1
5-1 適用範囲	5-2-5-1
6 樹木保全工	5-2-6-1
6-1 適用範囲	5-2-6-1
6-2 樹木調査工	5-2-6-1
6-2-1 巡視点検	5-2-6-1
6-2-2 樹勢調査	5-2-6-1
6-3 樹木保護工	5-2-6-1
6-3-1 支柱	5-2-6-1
6-4 灌水工	5-2-6-1
6-4-1 灌水	5-2-6-1
6-4-2 灌水設備点検	5-2-6-1
6-5 施肥工	5-2-6-2
6-5-1 施肥	5-2-6-2
6-5-2 施肥(パイル肥料)	5-2-6-2
6-6 防除工	5-2-6-2
6-6-1 防除	5-2-6-2
6-6-2 巣網剪除	5-2-6-2
7 環境保全工	5-2-7-1
7-1 適用範囲	5-2-7-1
7-2 障害樹処理工	5-2-7-1
7-2-1 障害樹処理	5-2-7-1
7-3 落葉除去工	5-2-7-1

7 環境保全工	5-2-7-1
7-1 適用範囲	5-2-7-1
7-2 障害樹処理工	5-2-7-1
7-2-1 障害樹処理	5-2-7-1
7-3 落葉除去工	5-2-7-1
7-3-1 落葉除去（人力）	5-2-7-1

第3章 施設整備

1 給水設備工	5-3-1-1
1-1 適用範囲	5-3-1-1
1-2 水栓類取付工	5-3-1-1
1-2-1 水栓類取付	5-3-1-1
1-2-2 止水栓取付	5-3-1-1
1-2-3 メーターボックス設置	5-3-1-2
1-2-4 排水金具取付	5-3-1-2
2 雨水排水設備工	5-3-2-1
2-1 適用範囲	5-3-2-1
2-2 側溝工	5-3-2-1
2-2-1 プレキャストU型側溝	5-3-2-1
2-2-2 現場打ち側溝	5-3-2-1
2-2-3 側溝蓋	5-3-2-2
2-2-4 外周側溝	5-3-2-2
2-3 管渠工	5-3-2-3
2-3-1 公園管渠	5-3-2-3
2-3-2 管閉塞	5-3-2-4
2-4 集水樹・マンホール工	5-3-2-5
2-4-1 プレキャスト集水樹	5-3-2-5
2-4-2 プレキャストマンホール	5-3-2-5
3 汚水排水設備工	5-3-3-1
3-1 適用範囲	5-3-3-1
3-2 汚水樹・マンホール工	5-3-3-1
3-2-1 インバート上塗り	5-3-3-1
4 園路広場整備工	5-3-4-1
4-1 適用範囲	5-3-4-1
4-2 アスファルト系舗装工	5-3-4-1
4-2-1 公園アスファルト舗装	5-3-4-1
4-3 コンクリート系舗装工	5-3-4-1
4-3-1 インターロッキング舗装	5-3-4-1
4-3-2 公園コンクリート舗装	5-3-4-2
4-4 土系舗装工	5-3-4-2
4-5 レンガ・タイル系舗装工	5-3-4-4
4-5-1 タイル舗装	5-3-4-4
4-6 石材系舗装工	5-3-4-4
4-7 園路縁石工	5-3-4-5
4-7-1 コンクリート縁石	5-3-4-5
4-7-2 擬石縁石	5-3-4-5
4-7-3 現場打縁石	5-3-4-6
4-7-4 石材縁石	5-3-4-6
5 修景施設整備工	5-3-5-1
5-1 適用範囲	5-3-5-1
5-2 石組工	5-3-5-1
6 サービス施設整備工	5-3-6-1
6-1 適用範囲	5-3-6-1
6-2 ベンチ・テーブル工	5-3-6-1
6-2-1 ベンチ・スツール	5-3-6-1

7	管理施設整備工	5-3-7-1
7-1	適用範囲	5-3-7-1
7-2	柵工	5-3-7-1
7-2-1	外周柵	5-3-7-1
7-3	車止め工	5-3-7-2
7-3-1	車止め	5-3-7-2
7-4	管理施設修繕工	5-3-7-3
7-4-1	管理施設修繕	5-3-7-3
8	施設仕上げ工	5-3-8-1
8-1	適用範囲	5-3-8-1
8-2	塗装仕上げ工	5-3-8-1
8-3	加工仕上げ工	5-3-8-4
8-3-1	コンクリート加工仕上げ	5-3-8-4
8-4	左官仕上げ工	5-3-8-4
8-4-1	化粧目地切	5-3-8-4
8-4-2	コンクリート仕上げ	5-3-8-4
8-4-3	モルタル仕上げ	5-3-8-4
8-4-4	色モルタル仕上げ	5-3-8-4
8-4-5	人造石仕上げ	5-3-8-4
8-4-6	タイル下地モルタル塗り	5-3-8-4
8-5	タイル仕上げ工	5-3-8-5
8-5-1	タイル張仕上げ	5-3-8-5

第4章 共通工

1	公園施設等撤去・移設工	5-4-1-1
1-1	適用範囲	5-4-1-1
1-2	公園施設撤去工	5-4-1-1
1-2-1	公園施設撤去	5-4-1-1
1-3	移設工	5-4-1-1
1-3-1	遊具移設	5-4-1-1
1-3-2	小工作物移設	5-4-1-1
1-3-3	景石移設	5-4-1-1
1-4	伐採工	5-4-1-1
1-4-1	高木伐採	5-4-1-1
1-4-2	中低木伐採	5-4-1-2
1-4-3	枯損木処理	5-4-1-2
1-4-4	抜根	5-4-1-3
1-5	発生木材処分工	5-4-1-3
1-5-1	発生木材処分	5-4-1-3

第1章 基盤整備

1 敷地造成工

1-1 適用範囲

本資料は、公園工事における敷地造成工に適用する。

1-2 トラクター土工

「国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 公園緑地工事標準歩掛（令和元年度5月）1-2-1 トラクター土工」を適用する。

2 擁壁工

2-1 適用範囲

本資料は公園工事におけるコンクリートブロック工、石積工、レンガ積み工に適用する。

2-2 コンクリートブロック工

2-2-1 コンクリートブロック（空洞ブロック積）

「国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 公園緑地工事標準歩掛（令和元年度5月）2-2-1 コンクリートブロック（空洞ブロック）積」を適用する。

2-3 石積工

「国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 公園緑地工事標準歩掛（令和元年度5月）2-3 石積工」を参照する。

2-3-1 雑石—練石積

（1）施工歩掛

雑石による練石積施工歩掛は次表を標準とする。

表 1.1 雑石による練石積工歩掛 (10 m²当り)

名 称	単位	数 量	摘 要
		控え 200 mm	
世 話 役	人	0.4	
石 工	人	0.9	
普通作業員	人	1.8	

2-4 れんが積工

2-4-1 れんが積

(1) 施工歩掛

れんが積みの施工歩掛は次表を標準とする。

表 1.2 れんが積

(1 m²当り)

れんが壁厚	名 称	形 状 規 格	単 位	数 量	摘 要
1/2 B (半枚積み) 壁厚 10cm	れ ん が	210×100×60	本	68	
	目 地 モ ル タ ル	1 : 2	m ³	0.022	
	建 築 ブ ロ ッ ク 工		人	0.15	
	普 通 作 業 員		人	0.10	
1 B (1枚積み) 壁厚 21cm	れ ん が	210×100×60	本	136	
	目 地 モ ル タ ル	1 : 2	m ³	0.055	
	建 築 ブ ロ ッ ク 工		人	0.27	
	普 通 作 業 員		人	0.16	
1 1/2 B (1.5枚積み) 壁厚 32cm	れ ん が	210×100×60	本	205	
	目 地 モ ル タ ル	1 : 2	m ³	0.09	
	建 築 ブ ロ ッ ク 工		人	0.42	
	普 通 作 業 員		人	0.26	

(注) 1. れんが数量は、ロスによる加算済みである。

2. 上表は、耐火れんが積には適用しない。

3. 化粧積みの場合は、建築ブロック工片面 0.08 人/m²、化粧目地モルタル 0.005 m³/壁 m²を加算する。

第2章 植 栽

1 公園植栽工

1-1 適用範囲

本資料は、公園工事の植栽作業及び移植作業に適用する。なお、高木とは、樹高3m以上、中低木とは、樹高3m未満とする。

(1) 植栽工事の割増積算

新植樹木等の植樹割増しとして、下記の費用を加算する。ただし、移植及び根回し工事に係わるものは除く。

割増経費＝「材料費＋労務費＋機械経費」×0.5%

1-2 高木、中低木植栽工

施工歩掛については、「国土交通省土木工事標準積算基準書 V-1-① 公園植栽工」、及び、「国土交通省土木工事標準積算基準書 VI-2-⑩ 公園植栽工（市場単価方式）」を適用する。

また、特殊樹木（フジ）については、「国土交通省土木工事標準積算基準書 V-1-① 公園植栽工」高木植栽歩掛を適用し、その他ヤシ類等の特殊樹木については別途考慮すること。

(1) 客土使用量

公園植栽工、道路植栽工に用いる材料使用量は下表のとおりとする。

表 2.1 中低木客土使用数量

1 本当たり

樹木形状寸法 (cm 以上～cm 未満)				高さ ～30	高さ 30～50	高さ 50～80	高さ 80～100	高さ 100～150	高さ 150～200	高さ 200～250	高さ 250～300	配合
客 土 量				0.0140	0.0200	0.0260	0.0350	0.0490	0.0770	0.1110	0.1560	比率
内 訳	A型	掘削土使用量	m³	0.0126	0.0180	0.0234	0.0315	0.0441	0.0693	0.0999	0.1404	9
		植栽用客土 使用量	m³	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		活性堆肥使用量	L	1.40	2.00	2.60	3.50	4.90	7.70	11.10	15.60	1
	B型	掘削土使用量	m³	0.0070	0.0100	0.0130	0.0175	0.0245	0.0385	0.0555	0.0780	5
		植栽用客土 使用量	m³	0.0067	0.0096	0.0125	0.0168	0.0235	0.0370	0.0533	0.0749	4
		活性堆肥使用量	L	1.40	2.00	2.60	3.50	4.90	7.70	11.10	15.60	1
	C型	掘削土使用量	m³	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		植栽用客土 使用量	m³	0.0151	0.0216	0.0281	0.0378	0.0530	0.0832	0.1199	0.1685	9
		活性堆肥使用量	L	1.40	2.00	2.60	3.50	4.90	7.70	11.10	15.60	1

注：植栽用客土については、2割増の数量を示す。

表 2.2 高木客土使用数量

1 本 当 り

樹木形状寸法 (cm 以上～cm 未満)				幹周 ～10	幹周 10～15	幹周 15～20	幹周 20～25	幹周 25～30	幹周 30～35	幹周 35～45	幹周 45～60	幹周 60～75	幹周 75～90	幹周 90～105	幹周 105 ～120	配合 比率
客 土 量				0.073	0.112	0.209	0.330	0.480	0.550	0.940	1.540	2.380	3.370	5.400	6.390	
内 訳	A 型	掘削土 使用量	m ³	0.066	0.101	0.188	0.297	0.432	0.495	0.846	1.386	2.142	3.033	4.860	5.751	9
		植栽用客土 使用量	m ³	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		活性堆肥 使用量	L	7.3	11.2	20.9	33.0	48.0	55.0	94.0	154.0	238.0	337.0	540.0	639.0	1
	B 型	掘削土 使用量	m ³	0.037	0.056	0.105	0.165	0.240	0.275	0.470	0.770	1.190	1.685	2.700	3.195	5
		植栽用客土 使用量	m ³	0.035	0.054	0.100	0.158	0.230	0.264	0.451	0.739	1.142	1.618	2.592	3.067	4
		活性堆肥 使用量	L	7.3	11.2	20.9	33.0	48.0	55.0	94.0	154.0	238.0	337.0	540.0	639.0	1
	C 型	掘削土 使用量	m ³	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		植栽用客土 使用量	m ³	0.079	0.121	0.226	0.356	0.518	0.594	1.015	1.663	2.570	3.640	5.832	6.901	9
		活性堆肥 使用量	L	7.3	11.2	20.9	33.0	48.0	55.0	94.0	154.0	238.0	337.0	540.0	639.0	1

注：植栽用客土については、2割増の数量を示す。

表 2.3 中低木改良型客土使用数量

1 本 当 り

樹木形状寸法 (cm 以上～cm 未満)				高さ ～30	高さ 30～50	高さ 50～80		高さ 80～100	高さ 100～150	高さ 150～200	高さ 200～250	高さ 250～300	配合 比率	
客 土 量				0.0140	0.0200	①	②	0.0350	0.0490	0.0770	0.1110	0.1560		
内 訳	改良型 1号	植栽用客土使用量	m ³	0.0100	0.0144	0.0187		0.0252	0.0352	0.0554	0.0799	0.1123	6	6
		パーライト使用量	L	1.40	2.00	2.60		3.50	4.90	7.70	11.10	15.60	1	—
		珪藻土使用量	L	1.40	2.00	2.60		3.50	4.90	7.70	11.10	15.60	1	—
		活性堆肥使用量	L	2.80	4.00	5.20		7.00	9.80	15.40	22.20	31.20	2	—
		改良型混合材	L	5.60	8.00	10.40		14.00	19.60	30.80	44.40	62.40	—	4
	改良型 2号	掘削土使用量	m ³	0.0084	0.0120	0.0156		0.0210	0.0294	0.0462	0.0666	0.0936	6	6
		パーライト使用量	L	1.40	2.00	2.60		3.50	4.90	7.70	11.10	15.60	1	—
		珪藻土使用量	L	1.40	2.00	2.60		3.50	4.90	7.70	11.10	15.60	1	—
		活性堆肥使用量	L	2.80	4.00	5.20		7.00	9.80	15.40	22.20	31.20	2	—
		改良型混合材	L	5.60	8.00	10.40		14.00	19.60	30.80	44.40	62.40	—	4

注：1. 植栽用客土については、2割増の数量を示す。

2. 客土改良材については、パーライト、珪藻土、活性堆肥の各材料による攪拌か、改良型混合材の使用のどちらかとする。

3. 高さ 50cm 以上 80cm 未満で 11 本／m²で植栽を行う場合については、①の数量を適用する。

表 2.4 高木改良型客土使用数量

1 本当り

樹木形状寸法 (cm 以上～cm 未満)				幹周 ～10	幹周 10～15	幹周 15～20	幹周 20～25	幹周 25～30	幹周 30～35	幹周 35～45	幹周 45～60	幹周 60～75	幹周 75 ～90	幹周 90 ～105	幹周 105 ～120	配合 比率	
客 土 量				0.073	0.112	0.209	0.330	0.480	0.550	0.940	1.540	2.380	3.370	5.400	6.390		
内 訳	改良型 1号	植栽用 客土 使用量	m ³	0.052	0.080	0.150	0.237	0.345	0.396	0.676	1.108	1.713	2.426	3.888	4.600	6	6
		パーライト 使用量	L	7.3	11.2	20.9	33.0	48.0	55.0	94.0	154.0	238.0	337.0	540.0	639.0	1	—
		珪藻土 使用量	L	7.3	11.2	20.9	33.0	48.0	55.0	94.0	154.0	238.0	337.0	540.0	639.0	1	—
		活性堆肥 使用量	L	14.6	22.4	41.8	66.0	96.0	110.0	188.0	308.0	476.0	674.0	1080.0	1278.0	2	—
		改良型 混合材	L	29.2	44.8	83.6	132.0	192.0	220.0	376.0	616.0	952.0	1348.0	2160.0	2556.0	—	4
	改良型 2号	掘削土 使用量	m ³	0.043	0.067	0.125	0.198	0.288	0.330	0.564	0.924	1.428	2.022	3.240	3.834	6	6
		パーライト 使用量	L	7.3	11.2	20.9	33.0	48.0	55.0	94.0	154.0	238.0	337.0	540.0	639.0	1	—
		珪藻土 使用量	L	7.3	11.2	20.9	33.0	48.0	55.0	94.0	154.0	238.0	337.0	540.0	639.0	1	—
		活性堆肥 使用量	L	14.6	22.4	41.8	66.0	96.0	110.0	188.0	308.0	476.0	674.0	1080.0	1278.0	2	—
		改良型 混合材	L	29.2	44.8	83.6	132.0	192.0	220.0	376.0	616.0	952.0	1348.0	2160.0	2556.0	—	4

注：1．植栽用客土については、2割増の数量を示す。

2．客土改良材については、パーライト、珪藻土、活性堆肥の各材料による攪拌か、改良型混合材の使用のどちらかとする。

(2) 単価表

客土

1 本当り

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
掘削土	現場発生土	m ³		表 2.1、2.2
植栽用客土	真砂土・山土等	m ³		表 2.1、2.2
活性堆肥	バーク堆肥(樹皮)	L		表 2.1、2.2 物価資料
諸 雑 費		式	1	
計				

改良型客土

1 本当り

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
植栽用客土	真砂土・山土等	m ³		表 2.3、2.4
掘削土	現場発生土	m ³		表 2.3、2.4
パーライト	黒曜石系	L		表 2.3、2.4 物価資料
珪藻土	珪藻土焼成粒	L		表 2.3、2.4 物価資料
活性堆肥	バーク堆肥(樹皮)	L		表 2.3、2.4 物価資料
改良型混合材		L		表 2.3、2.4
諸 雑 費		式	1	
計				

注) 改良型客土については、植栽用客土もしくは掘削土と、パーライト、珪藻土、活性堆肥の各材料による攪拌か、改良型混合材の使用のどちらかとする。

1-3 地被類植栽工

1-3-1 地被類植栽

施工歩掛については、「国土交通省土木工事標準積算基準書Ⅵ-2-⑩ 公園植栽工（市場単価方式）」を適用する。

(1) 地被植付床

公園植栽工、道路植栽工に用いる地被類植付工の土壌改良に際し使用する。

(2) 地被植付床材料使用量

地被植付工に用いる材料使用量は下表のとおりとする。

表 2.5 地被植付床

1000 鉢当り

形式	G-1	G-2	G-3	G-4	G-5
樹皮堆肥(L)	1,875	1,200	833	682	469
緩効性被覆肥料(kg)	9.375	6.000	4.167	3.409	2.344
備考(鉢/㎡)	16	25	36	44	64

(3) 単価表

地被植付床

1000 鉢 当り

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
樹皮堆肥	バーク堆肥(樹皮)	L		表 2.5 物価資料
緩効性被覆肥料		Kg		表 2.5 物価資料
諸 雑 費		式	1	
計				

1-3-2 張芝

張芝の植付における地拵え、植付け、目土かけ、現場内小運搬等の一連の作業を行うもので、施工歩掛については、「国土交通省土木工事標準積算基準書 V-1-① 張芝工」を適用する。

(1) 張芝

張芝の使用材料数量は次表を標準とする。

表 2.6 張芝材料使用数量

100 ㎡当り

品 名	形状寸法	単位	高 麗 芝		野 芝	摘 要
			目地なし	目地巾 4 cm	目地巾 6 cm	
高 麗 芝	280×360mm 半土付き	㎡	100	78	—	
野 芝	280×360mm 半土付き	㎡	—	—	70	
目 土	良質土	㎥	2.7	2.7	2.7	

1-4 樹木養生工

1-4-1 マルチング

マルチングは樹木の養生等に適用し、材料使用量及び歩掛は次表を標準とする。

また、新植樹木等に施工する場合は割増積算を行う。

(1) マルチング材料使用量

公園植栽工、道路植栽工に用いる材料使用量は下表のとおりとする。

表 2.7 高 木

1 本当り

形式	A-1	A-2	A-3	A-4	A-5	A-6	A-7	A-8	A-9	A-10	A-11	A-12
L	18.7	22.1	29.7	38.5	48.4	53.7	78.0	114.8	168.2	231.8	279.8	327.8
備 考 (cm)	幹周 ～10	幹周 10～15	幹周 15～20	幹周 20～25	幹周 25～30	幹周 30～35	幹周 35～45	幹周 45～60	幹周 60～75	幹周 75～90	幹周 90～105	幹周 105～120

表 2.8 高 木(街路単独樹用) 1 本当り

形式	B-1	B-2	B-3
L	45.0	75.0	90.0
備 考 (単独樹タイプ)	I 型	II 型	III 型

表 2.9 低木寄植え用

1 本当り

形式	C-1	C-2	C-3	C-4	C-5	C-6	C-7	C-8	C-9	C-10	C-11
L	12.5	10.0	8.3	7.1	6.3	5.6	5.0	4.5	4.2	3.1	2.0
備 考 (本/㎡)	4	5	6	7	8	9	10	11	12	16	25

表 2.10 中低木単独植え用

1 本当り

形式	D-1	D-2	D-3	D-4	D-5	D-6	D-7	D-8
L	3.3	4.3	5.4	6.6	8.3	11.4	14.6	18.7
備 考 (cm)	高さ ～30	高さ 30～50	高さ 50～80	高さ 80～100	高さ 100～150	高さ 150～200	高さ 200～250	高さ 250～300

表 2.11 地 被

1 鉢当り

形式	F-1	F-2	F-3	F-4	F-5
L	3.1	2.0	1.4	1.1	0.8
備 考 (鉢/㎡)	16	25	36	44	64

(2) 単価表

マルチング A (公園樹)			(10 本又は 100 鉢 当り)	
名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
活性堆肥	パーク堆肥(樹皮)	L		表 2.7、2.9～2.11 物価資料
マルチング 敷均し	(公園樹) 敷均し手間	L		活性堆肥と同数 (表 2.7、2.9～2.11)
(植栽割増)		%	0.5	材料費、労務費
諸 雑 費		式	1	
計				

マルチング B (街路樹)			(10 本又は 100 鉢 当り)	
名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
難燃パーク	樹皮(防火・糊剤入)	L		表 2.7～2.11 物価資料
マルチング 敷均し	(街路樹 全施工場所) 敷均し手間	L		難燃パークと同数(表 2.7～2.11)
(植栽割増)		%	0.5	材料費、労務費
諸 雑 費		式	1	
計				

1-4-2 支柱設置

支柱設置は、建込み・結束からなり、支柱形式別・支柱材料及び歩掛は次表を標準とする。

表 2.12 支柱材料及び設置歩掛

名 称	形状寸法	単位	100 本当り							
			二本鳥居型 支 柱 (添木付)	二本鳥居型 支 柱 (添木なし)	三本鳥居型 支 柱 (添木なし)	十字鳥居型 支 柱	四脚支柱 (A)	四脚支柱 (B)	三本支柱 (A)	三本支柱 (B)
適 用 範 囲	高 木 (幹周)	c m	30 未満	20 以上 30 未満	30 以上 60 未満	30 以上 60 未満	40 以上 75 未満	40 以上 75 未満	20 以上 35 未満	30 以上 75 未満
土 木 一 般 世 話 役		人	1.8	1.3	1.8	2.7	3.6	3.6	2.0	3.1
造 園 工		人	10.2	7.7	10.2	15.3	20.4	20.4	11.1	17.6
普 通 作 業 員		人	5.9	4.4	5.9	8.9	11.8	11.8	6.4	10.2
杉 丸 太	L0.6m×末口 6.0 cm	本	100	100	100					
杉 丸 太	L0.6m×末口 7.5 cm	本				200	200			
杉 丸 太	L0.75m×末口 7.5 cm	本					200	400		
杉 丸 太	L0.8m×末口 6.0 cm	本							300	300
杉 丸 太	L1.8m×末口 6.0 cm	本	200	200	300					
杉 丸 太	L1.8m×末口 7.5 cm	本				200				
杉 丸 太	L2.1m×末口 7.5 cm	本				200	400	400		
杉 丸 太	L3.0m×末口 3.0 cm	本	100							
杉 丸 太	L4.0m×末口 6.0 cm	本							300	
杉 丸 太	L6.3m×中口 6.0 cm	本								300
諸 雑 費		%	4	4	3	3	2	2	4	3

- (注) 1. 諸雑費はハンマ、ペンチ、きり、かけや、緑化テープ、しゅろ縄、洋釘、鉄線等の費用であり、
 労務費、材料費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。
 2. 現場条件等により上表により難しい場合は別途考慮すること。
 3. 上表には、100m 程度の現場内小運搬を含む。

1－5 樹名板工

樹名板工は、樹木の植栽後、高中木では支柱、低木・地被では植栽地に埋込み設置を行うもので、施工歩掛は次表を標準とする。

(1) 施工歩掛

表 2.13 樹名板取付歩掛

(100 枚当り)

名 称	形 状 規 格	単位	数 量		摘 要
			高 木	低 木	
埋 込 型 樹 名 板	ポリエチレン 2 層成型品	枚	—	100	
幹 巻 型 樹 名 板	ポリエチレン 2 層成型品	枚	100	—	
普 通 作 業 員		人	0.21	0.42	
諸 雑 費		式	1	1	

2 公園移植工

2-1 適用範囲

本資料は、公園工事における移植作業に適用する。

2-2 移植工

移植工は、掘取、運搬、植栽からなる。

2-2-1 掘取

掘取については、「国土交通省土木工事標準積算基準書 V-1-①移植工」を適用する。

2-2-2 運搬

(1) 施工歩掛り

樹木運搬歩掛は、「国土交通省土木工事標準積算基準書 V-1-①移植工」を適用し、細分化したもののについては、次表を参考とする。

表 2.14 移植樹木運搬歩掛 (100 本当たり)

	中・低木 (樹高 cm)				高木 (幹周 cm)				
	50 未満	50 以上～ 100 未満	100 以上～ 200 未満	200 以上～ 300 未満	15 未満	15 以上～ 25 未満	25 以上～ 40 未満	40 以上～ 60 未満	60 以上～ 90 未満
積載本数	110 本	50 本	45 本	45 本	20 本	13.3 本	7.7 本	2.5 本	1.0 本
運搬機械	トラック (クレーン装置付) ベーストラック 4～4.5 t 積 吊能力 2.9t								
5km 以下	6.6h	9.4h	11.7h	15.0h	21.3h	29.4h	8.7h	20.5h	49.0h
10km 以下	7.1h	10.4h	12.8h	16.1h	23.7h	33.2h	17.4h	41.0h	98.0h
15km 以下	7.6h	11.4h	13.9h	17.2h	26.1h	37.0h	26.1h	61.5h	147.0h
20km 以下	8.1h	12.4h	15.0h	18.3h	28.5h	40.8h	34.8h	82.0h	196.0h
25km 以下	8.6h	13.4h	16.1h	19.4h	30.9h	44.6h	43.5h	102.5h	245.0h
30km 以下	9.1h	14.4h	17.2h	20.5h	33.3h	48.4h	52.2h	123.0h	294.0h
35km 以下	9.6h	15.4h	18.3h	21.6h	35.7h	52.2h	60.9h	143.5h	343.0h
(注)	5km を越え 5km 増す毎に加算する運搬時間 (h)								
	0.5h	1.0h	1.1h	1.1h	2.4h	3.8h	8.7h	20.5h	49.0h

(注) 1. 掘取歩掛に 100m 程度の現場内小運搬を含むことから、本歩掛では 200m を超える場合に適用する。

2. 中・低木と高木の幹周 25cm 未満については、積込み、取卸し時間を含む。

3. 高木の幹周 25cm 以上～幹周 90cm 未満については、掘取歩掛に積込み・取卸し時間を含む。

2-2-3 植栽工

施工歩掛は、「国土交通省土木工事標準積算基準書 V-1-①植栽工、VI-2-⑩公園植栽工 (市場単価方式)」を適用する。

3 樹木整姿工

3-1 適用範囲

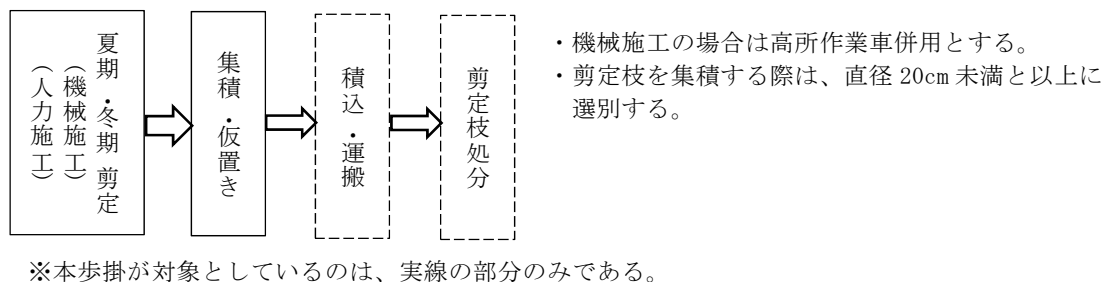
本資料は、公園等の植樹管理に適用し、施工単価については本基準書 1-2-1-1 材料費によるものとする。

3-2 高中木整姿工

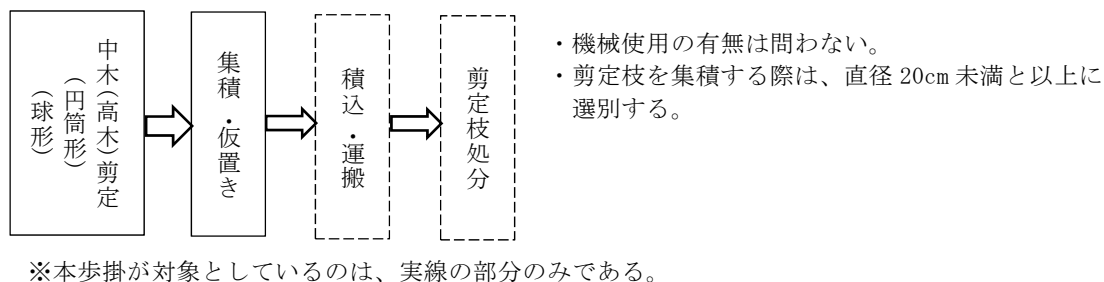
(1) 施工概要

樹木剪定の施工は下記の通りとする。

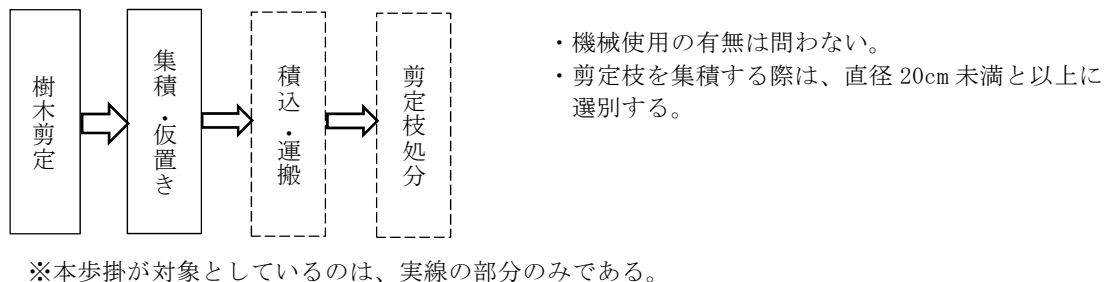
<高木剪定>



<高木・中木剪定>



<障害枝剪定-1, 2>

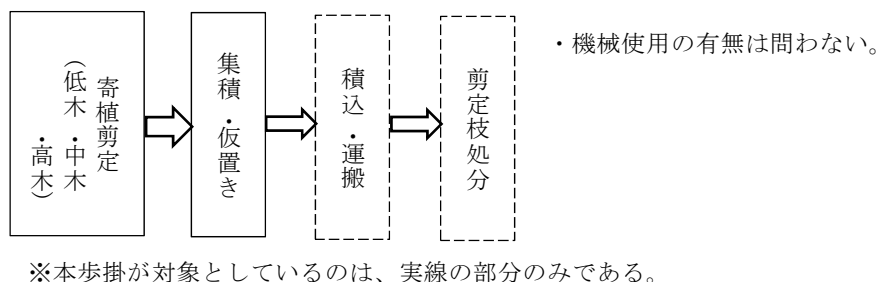


3-3 低木整姿工

(1) 施工概要

樹木剪定の施工は下記の通りとする。

<寄植剪定>



4 道路植栽工

4－1 適用範囲

本資料は、市場単価方式による、道路植栽工に適用し、施工歩掛については「国土交通省工事標準積算基準書Ⅵ－2－⑤ 道路植栽工」を適用する。なお、マルチング、樹名板設置作業にあたっては、本基準書5－2－1－1 公園植栽工によるものとする。

5 植栽維持工

5－1 適用範囲

本資料は、市場単価方式による、道路 植栽維持工（植樹管理）に適用し、施工歩掛については「国土交通省工事標準積算基準書 VI-2-⑤ 道路植栽工」を適用する。なお、マルチング、樹名板設置作業にあたっては、本基準書 5-2-1-1 公園植栽工によるものとする。

6 樹木保全工

6-1 適用範囲

本資料は、公園・街路の樹木管理に適用する。

なお、機械運転単価表については、「国土交通省土木工事標準積算基準書Ⅰ-6-③（機械運転単価表機-6）」を適用する。

6-2 樹木調査工

6-2-1 巡視点検

（1）施工歩掛り

巡視点検の施工歩掛りは、次表を標準とする。

表 2.15 巡視点検歩掛 (1日当たり)

名 称	単位	数 量	摘 要
普通トラック (1.5t)	h	4.7	機-6
造 園 工	人	1.00	
諸 雑 費	式	1	

6-2-2 樹勢調査

（1）施工歩掛り

樹勢調査の施工歩掛りは、次表を標準とする。

表 2.16 樹勢調査工 (100本当たり)

名 称	単位	数 量	摘 要
造 園 工	人	3.33	
諸 雑 費	式	1	

6-3 樹木保護工

6-3-1 支柱

（1）施工歩掛り

支柱設置の施工歩掛りについては、本基準書5-2-1-6支柱設置を参照する。

6-4 灌水工

6-4-1 灌水

施工単価については、本基準書1-2-1-1材料費によるものとする。

6-4-2 灌水設備点検

（1）施工歩掛り

灌水設備点検の施工歩掛りは次表を標準とする。

表 2.17 灌水設備点検歩掛 (1日当たり)

名 称	単 位	数 量	摘 要
普通トラック (1.5 t)	h	4.7	機-6
普 通 作 業 員	人	1	
諸 雑 費	式	1	

6－5 施肥工

6－5－1 施肥

施工単価については、本基準書 1－2－1－1 材料費によるものとする。

6－5－2 施肥（パイル肥料）

（1）施工歩掛り

パイル肥料の施工歩掛は次表を標準とする。

表 2.18 パイル肥料歩掛 (100 本当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
パ イ ル 肥 料	N:P:K=17:10:10 ℓ=300m/m φ 300m/m	本	100	物価資料
造 園 工		人	0.45	
普 通 作 業 員		人	0.14	
諸 雑 費		式	1	

6－6 防除工

6－6－1 防除

施工単価については、本基準書 1－2－1－1 材料費によるものとする。

6－6－2 巣網剪除

（1）施工歩掛り

巣網剪除の施工歩掛は次表を標準とする。

表 2.19 巣網剪除歩掛 (1 日当り)

名 称	単 位	数 量	摘 要
普 通 ト ラ ッ ク (2 t)	h	4.7	機－6
造 園 工	人	1	
普 通 作 業 員	人	1	
諸 雑 費	式	1	

7 環境保全工

7-1 適用範囲

本資料は、公園・街路の樹木管理作業における環境保全工に適用する。

なお、機械運転単価表については、「国土交通省土木工事標準積算基準書Ⅰ-6-③（機械運転単価表機-6）」を参照する。

7-2 障害樹処理工

7-2-1 障害樹処理

（1）施工歩掛り

障害樹処理の施工歩掛りは次表を標準とする。

表 2.20 障害樹処理歩掛 (1日当り)

名 称	単 位	数 量	摘 要
普通トラック(2t)	h	4.7	機-6
造 園 工	人	1	
普通作業員	人	1	
諸 雑 費	式	1	

7-3 落葉除去工

7-3-1 落葉除去（人力）

（1）施工歩掛り

落葉除去（人力）の施工歩掛りは次表を標準とする。

表 2.21 落葉除去（人力）歩掛 (1日当り)

名 称	単 位	数 量	摘 要
普通トラック(2t)	h	4.7	機-6
普通作業員	人	1	
軽 作 業 員	人	1	
諸 雑 費	式	1	

第3章 施設整備

1 給水設備工

1-1 適用範囲

本資料は、公園工事における水栓類取付工、給水管路工に適用する。

1-2 水栓類取付工

1-2-1 水栓類取付

(1) 施工歩掛り

水栓類取付の歩掛りは次表を標準とする。

表 3.1 水栓類取付歩掛

(1 個当り)

名 称	単位	口 径			摘 要
		13	20	25	
各 種 水 栓	個	1.0			
配 管 工 (各 種 水 栓)	人	0.07	0.08	0.09	
散 水 栓 (箱 共)	個	1.0			
配 管 工 (箱 共)	人	0.35	0.35	0.35	

- (注) 1. 新規散水栓(箱共)を設置する場合は散水栓(箱共)と配管工(散水栓(箱共))を適用する。
 2. 既存の箱内に水栓を設置する場合は、各種水栓と配管工(各種水栓)を適用する。
 3. 箱内に2個以上の水栓を設置する場合は別途考慮すること。

1-2-2 止水栓設置

(1) 施工歩掛り

止水栓設置・据直し(ボックス嵩上げ)、ボックスのみ据付の設置歩掛りは、次表を標準とする。

表 3.2 止水栓設置

(1 箇所当り)

名 称	規 格	単位	25 mm		40 mm		50 mm		ボックスのみ据付			摘 要
			標準	嵩上げ	標準	嵩上げ	標準	嵩上げ	25mm	40mm	50mm	
配 管 工		人	0.09	0.09	0.12	0.12	0.13	0.13	0.009	0.012	0.014	
普 通 作 業 員		人	0.05	0.05	0.07	0.07	0.08	0.08	0.026	0.033	0.033	
止 水 栓	25 mm	個	1	1	—	—	—	—	—	—	—	
	40 mm	個	—	—	1	1	—	—	—	—	—	
	50 mm	個	—	—	—	—	1	1	—	—	—	
止 水 栓 ボ ッ ク ス	125	個	1	1	—	—	—	—	1	—	—	
	125 継足用	個	—	1	—	—	—	—	—	—	—	
	150	個	—	—	1	1	1	1	—	1	1	
	150 継足用	個	—	—	—	1	—	1	—	—	—	
配管継手工		箇所	2	2	2	2	2	2	—	—	—	
諸 雑 費		%	1	1	1	1	1	1	1	1	1	労務費
計												

(注) 本表の止水栓設置(標準・据直し)は止水栓及びボックス設置を含む。

表 3.3 ビニル管継手工

(1 箇所当り)

名 称	規格	単位	25 mm	40 mm	50 mm	75 mm	摘 要
配 管 工		人	0.02	0.03	0.04	0.04	
普 通 作 業 員		人	0.02	0.03	0.04	0.04	
諸 雑 費		%	1	1	1	1	労務費
計							

(注) 本表は1箇所あたり2口の接合としており、1口の接合の場合については、本表の歩掛り(配管工・普通作業員)の50%とする。

1-2-3 メーターボックス設置

(1) 施工歩掛り

メーターボックスの設置歩掛りは、次表を標準とする。

表 3.4 メーターボックス設置歩掛

(1 個当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
メーターボックス	口径 40 mm 以下用	個	1	MS-1, 2, 3
配 管 工		人	0.23	

1-2-4 排水金具取付

(1) 施工歩掛り

排水目皿の取付歩掛りは次表を標準とする。

表 3.5 排水目皿取付歩掛

(1 個当り)

名 称	単位	口 径			
		40	50	65	75(80)
排 水 目 皿	個	1	1	1	1
配 管 工	人	0.20	0.23	0.26	0.29

2 雨水排水設備工

2-1 適用範囲

本資料は、公園工事における排水構造物工に適用する。

2-2 側溝工

2-2-1 プレキャストU型側溝

施工歩掛りについては、「国土交通省土木工事標準積算基準書 VI-1-⑥ 排水構造物工」を適用する。

(2) 単価表

プレキャストU型側溝

(10m 当り)

名 称	規 格	単 位	(A) (U-180)	(B) (U-240)	摘 要
排水構造物工 U型側溝	各 種 条 件	m	10		標準単価
鉄筋コンクリート U型 (JISA5372)	各 種	個	16.5	16.5	物価資料
諸 雑 費		式	1	1	

2-2-2 現場打側溝

使用材料及び施工歩掛りについては、次表を標準とし、施工パッケージについては、「国土交通省土木工事標準積算基準書 II-2-② 基礎・裏込砕石工、基礎・裏込栗石工、II-4-② 型枠工、II-4-①コンクリート工」を、標準単価については、「国土交通省土木工事標準積算基準書 VI-1-⑥ 排水構造物工」を適用する。

表 3.6 現場打側溝

(10m 当り)

施工パッケージ名称		単 位	蓋 (T-2)		蓋 (T-6)		備 考
			一般	細目	一般	細目	
基 礎 砕 石		m ²	5.0				施工 P
型 枠		m ²	13.18				施工 P
コンクリート		m ³	0.95				施工 P
排水構造物工 蓋版据付 (手間のみ)		枚	10				標準単価
材料名称	規 格		現場打側溝 (蓋 T-2)		現場打側溝 (蓋 T-6)		
			一般	細目	一般	細目	
溝蓋 (グレーチング)	995×300×25 (受枠共)	組	10	—	—	—	物価資料
	995×300×32 (受枠共)	組	—	—	10	—	物価資料
	995×300×19 (受枠共)	組	—	10	—	—	物価資料
	995×300×25 (受枠共)	組	—	—	—	10	
溝蓋連結金具	鎖・アンカーシャックル	個	10				
諸 雑 費		式	1				

<参考 溝蓋重量>

名 称	形状寸法	1 枚当り重量(kg)
溝 蓋	180 用 T-2 細目 L=997	9.4 kg
	180 用 T-6 細目 L=997	9.4 kg
	240 用 T-2 細目 L=997	11.7 kg
	240 用 T-6 細目 L=997	17.4 kg
	200 用 T-2 L=995 受枠共	18.3 kg
	200 用 T-6 L=995 受枠共	21.3 kg
	200 用 T-2 細目 L=995 受枠共	18.1 kg
	200 用 T-6 細目 L=995 受枠共	24.5 kg

2-2-3 側溝蓋

施工歩掛については、「国土交通省土木工事標準積算基準書 VI-1-⑥ 排水構造物工」を適用する。

2-2-4 外周側溝

施工歩掛については、次表を標準とし、施工パッケージについては、「国土交通省土木工事標準積算基準書 II-4-① モルタル練」を適用する。

表 3.7 外周側溝

(100m 当り)

名 称	単位	側溝幅		摘 要
		180mm	240 mm	
左 官 工	人	0.86	1.15	
普 通 作 業 員	人	0.11	0.14	
施工パッケージ名称	単位	側溝幅		適 要
		180mm	240 mm	
モルタル練 (1 : 3)	m ³	0.54	0.72	厚 30 mm
諸 雑 費	式	1	1	

2-3 管渠工

2-3-1 公園管渠

本資料は、公園工事における公園管渠に適用し、施工概要・施工パッケージは、「国土交通省土木工事標準積算基準書 V-1-③ 公園工、II-2-⑩ フィルター材」を適用する。

(1) 公園管渠材料使用量

公園管渠工事に用いる材料使用量は下表のとおりとする。

表 3.8 使用材料表

(100m 当り)

種 別	規 格		硬質塩化 ビニル管 (本)	硬質塩化ビニル管継手		フィルター材 再生砂 (m ³)
	呼び径 (mm)	長さ (m)		上流用 L=500mm (個)	下流用 L=500mm (個)	
硬質塩化 ビニル管	D=100	4.0	23.10	9	8	17.81
	D=125		23.60	7	6	18.86
	D=150		23.86	6	5	19.76
	D=200		24.11	5	4	25.45
	D=250		24.36	4	3	35.76

(注) ビニル管の数量については割増率を含む。

(2) 単価表

公園管渠

(100m 当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
硬質塩化ビニル管 布 設	各 種	m	100	硬質塩化ビニル管布設参照
フィルター材	再生砂	m ³		表 3.8 施工 P
諸 雑 費		式	1	
計				

硬質塩化ビニル管布設

(100m 当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
特 殊 作 業 員		人		
普 通 作 業 員		人		
管 接 合 材 料	接着剤・滑材	k g		
硬質塩化ビニル管	材料 各種	本		表 3.8
硬質塩化ビニル管継手	上流用 各種	個		表 3.8
硬質塩化ビニル管継手	下流用 各種	個		表 3.8
諸 雑 費		式	1	
計				

2-3-2 管閉塞

本資料は、公園工事における公園管渠の管閉塞（れんが閉塞）に適用し、施工単価については、本基準書1-2-1-1 材料費によるものとする

(1) 施工概要

管閉塞の施工は下記の通りとする。

モ
ル
タ
ル
目
地
)

- ・ 普通レンガ半枚積、モルタル：洗砂(1:2)使用。
- ・ 目地幅 9mm。

※本歩掛りが対象としているのは、実線の部分のみである。

2-4 集水桧・マンホール工

2-4-1 プレキャスト集水桧

本資料は公園工事におけるプレキャスト集水桧に適用し、施工概要・施工パッケージは「国土交通省土木工事標準積算基準書 II-2-⑩ プレキャスト集水桧、II-4-① モルタル練」を参照する。

表 3.9 プレキャスト集水桧

(10 基当り)

施工パッケージ名称		単位	集水桧 H=800		集水桧 H=950		集水桧 H=1150	
			(F)	(I)	(E)	(H)	(D)	(G)
プレキャスト集水桧		基	10		10		10	
モルタル練 (1 : 2)		m ³	0.06	0.01	0.07	0.02	0.07	0.02
名 称	規 格		集水桧 H=800		集水桧 H=950		集水桧 H=1150	
			(F)	(I)	(E)	(H)	(D)	(G)
桧 本 体	570×570×670	基	10	10	10	10	10	10
桧継ぎ足し(H=140)	570×570×140	基	—	—	10	10	—	—
桧継ぎ足し(H=340)	570×570×340	基	—	—	—	—	10	10
集 水 桧 蓋	集水桧蓋(D～I 型用)	組	10	10	10	10	10	10
諸 雑 費		式	1					

集水桧規格毎の積算条件区分（製品質量）一覧表

積算条件	集水桧 H=800		集水桧 H=950		集水桧 H=1150	
	(F)	(I)	(E)	(H)	(D)	(G)
製品質量 (kg/基)	200kg を超え400kg 以下					400kg を超え600kg 以下

<参考 集水桧重量>

名 称	形状寸法	備 考
集水桧蓋 (D～I 型用)	650×560×200 mm	96 kg
集水桧蓋	500×400×31 mm	15 kg
集水桧蓋 (三方枠) (取替 (1) 用)	730×540×140 mm	79 kg
集水桧蓋 (四方枠) (A～C 型・取替 (2) 用)	730×640×140 mm	120 kg
集水桧本体 (D～I 型用)	570×570×670 mm	245 kg
集水桧継足し (D・G 型用)	570×570×340 mm	101 kg
集水桧継足し (E・H 型用)	570×570×140 mm	43 kg

2-4-2 プレキャストマンホール工

「国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 公園緑地工事標準歩掛（令和元年度 5 月）2-5 集水桧・マンホール工」を適用する。

3 汚水排水設備工

3－1 適用範囲

本資料は、公園工事における汚水排水構造物工に適用する。

3－2 汚水枡・マンホール工

「国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 公園緑地工事標準歩掛（令和元年度５月）3 汚水排水設備工」を適用する。

3－2－1 インバート上塗り

「国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 公園緑地工事標準歩掛（令和元年度５月）3－2－1 インバート上塗り」を適用する。

4 園路広場整備工

4-1 適用範囲

本資料は、公園工事における園路広場整備工に適用する。

4-2 アスファルト系舗装

4-2-1 公園アスファルト舗装

施工概要・施工パッケージについては、「国土交通省土木工事標準積算基準書 IV-1-① 路盤工、IV-1-② アスファルト舗装工」を適用する。

表 3.10 公園アスファルト舗装 (100m² 当り)

名 称	規 格		単 位	舗装厚 (mm)						備 考
				t =30		t =40		t =50		
				路盤なし	路盤あり	路盤なし	路盤あり	路盤なし	路盤あり	
下層路盤 (歩道部)	再生 クラッシャーラン RC-30	なし	m ²	—	—	—	—	—	—	施工 P
		t =100		—	100	—	—	—	—	
		t =150		—	—	—	100	—	100	
表 層 (歩道部)	再生細粒度 アスコン (13)		m ²	100						施工 P
諸 雑 費			式	1						
計										

4-3 コンクリート系舗装

4-3-1 インターロッキング舗装

施工概要・施工パッケージについては、「国土交通省土木工事標準積算基準書 IV-1-① 路盤工」を適用し、市場単価については、「国土交通省土木工事標準積算基準書 VI-2-② インターロッキングブロック工」を適用する。

表 3.11 インターロッキング舗装 (100m² 当り)

名 称	規 格		単 位	ﾌﾞﾛｯｸ厚(mm)				備 考
				t =60		t =80		
				路盤なし	路盤あり	路盤なし	路盤あり	
下層路盤 (歩道部)	再生 クラッシャーレン RC-40	なし	m ²	—	—	—	—	施工 P
		t =100		—	100	—	—	
		t =150		—	—	—	100	
ｲﾝﾀｰﾛｯｷﾝｸﾞﾌﾞﾛｯｸ 設置 撤去・再設置	標準品, 特殊品 t =60		m ²	100		—		市場単価
	標準品, 特殊品 t =80			—		100		
諸 雑 費			式	1				
計								

4-3-2 公園コンクリート舗装

施工概要・施工パッケージについては、「国土交通省土木工事標準積算基準書 IV-1-⑤ コンクリート舗装工、国土交通省土木工事標準積算基準書 IV-1-① 路盤工」を適用する。また、コンクリートハケ引き仕上げ については、「公園緑地工事標準歩掛（令和元年度5月）7-3-2 コンクリートハケ引き仕上げ」を適用する。

表 3.12 公園コンクリート舗装 (100m² 当り)

名 称	規 格		単 位	舗装厚 (mm)				備 考
				t =70		t =100		
				路盤なし	路盤あり	路盤なし	路盤あり	
下層路盤 (歩道部)	再生 クラッシャーラン RC-40	なし	m ²	—	—	—	—	施工 P
		t=100		—	100	—	—	
		t=150		—	—	—	100	
コンクリート 舗装工	人力舗設 舗設厚20cm 未満		m ²	100				施工 P
生コンクリート	18-8-25 高炉 W/C 60%以下		m ³	7.28		10.4		
瀝青繊維質 目地板	厚10mm		m ²	2.8		4.0		
コンクリート 表面仕上げ	ハケ引き仕上げ		m ²	100				
諸 雑 費			式	1				
計								

(注) 1. コンクリート使用量については、ロス率を含む。

4-4 土系舗装工

本資料は公園工事における土舗装に適用する。

施工概要・施工パッケージについては、「国土交通省土木工事標準積算基準書 IV-1-① 路盤工、II-1-② 土工、II-1-③ 埋戻工、」を適用する。

表 3.13 土舗装単価表 (10m² 当り)

名 称	規 格		単位	施工幅員				摘 要
				2.5m 未満		2.5m 以上 4.0m 未満		
				路盤なし	路盤あり	路盤なし	路盤あり	
下層路盤(歩道部)	再生クラッシャーラン RC-40	なし	m ²	—	—	—	—	
		t = 100		—	10	—	10	施工 P
整地	敷均し (ルーズ) 土舗装 狭小幅員		m ³	—		1	—	表 3.14
埋戻し			m ³	1	—	—		施工 P
路体(築堤)盛土			m ³	1				施工 P
盛土用土砂	(盛土用真砂土・山土) 径 10mm 以下 厚 100mm		m ³	1.33				
諸 雑 費			式	1				
計								

(注) 土量は締固め後の土量とする。

表 3.14 整地 敷均し（ルーズ） 土舗装狭小幅員 (100m³ 当り)

名 称	規 格・形 状	単 位	数 量	摘 要
普 通 作 業 員		人	0.30	
ブ ル ド ー ザ 運 転		日	0.71	表 3.15
諸 雑 費		式	1	

表 3.15 ブルドーザ運転 (1日当り)

名 称	規 格・形 状	単 位	数 量	摘 要
特 殊 運 転 手		人	1.00	
ブ ル ド ー ザ	3 t 級 排ガス3次基準	供用日	1.56	
軽 油		L	25.00	
諸 雑 費		式	1	

4-5 レンガ・タイル系舗装工

4-5-1 タイル舗装

(1) 施工歩掛

タイル舗装は次表を標準とする。

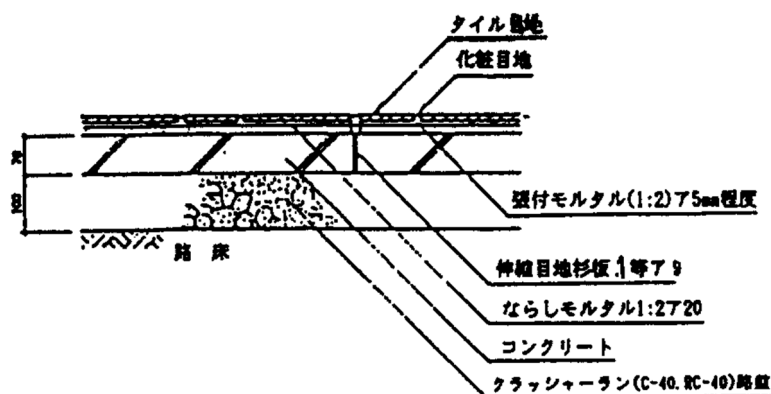
表 3.16 タイル舗装

(100 m²当り)

名 称	規 格・形 状	単位	数 量		摘 要
			100 角平 (目地幅 8 mm)	150 角平 (目地幅 10 mm)	
路 床 工		m ²	100	100	
クラッシャーラン路盤	厚 100mm	m ²	100	100	
タ イ ル 工		人	25	18	タイル張り
普 通 作 業 員		人	9	9	手伝い、小運搬
タ イ ル	無ゆう	枚	10,600	4,050	
コ ン ク リ ー ト	18-8-25 t=70mm	m ³	7.0	7.0	
型 枠		m ²	1.4	1.4	
下地モルタル塗	1:3 t=20mm	m ²	100	100	
目 地 モ ル タ ル	1:2	m ³	0.22	0.20	
伸 縮 目 地	杉板 1 等 t=9mm @5.0m	m	66.6	66.6	
諸 雑 費		式	1	1	

- (注) 1. 運搬距離 20m程度の人力による小運搬を含む。
 2. タイル材料の端部等の役物については、別途考慮する。
 3. タイルの数量はロス率+0.06 の分を含む。

(参考図)



4-6 石材系舗装工

「国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 公園緑地工事標準歩掛 (令和元年度 5月) 4-4 石材系舗装工」を適用する。

4-7 園路縁石工

4-7-1 コンクリート縁石

4-7-2 擬石縁石

本資料は、公園工事におけるプレキャスト製品の縁石工に適用する。

なお、施工パッケージは「国土交通省土木工事標準積算基準書 IV-2-③ 路側工」を適用し、縁石種類毎の積算条件区分は下記一覧表を標準とする。

縁石種類別の積算条件区分（ブロック規格）一覧表

名 称	形状寸法 (cm)	積算条件区分 (ブロック規格)	1本当り参考 重量 (kg)	備考
コンクリート縁石 (A)	12/15×20×100	歩車道 各種 (600mm 超 1000 mm以下、 50kg 以上 150kg 未満)	63.4	
コンクリート縁石 (A-R)	12/15×20×60	歩車道 各種 (600 mm以下、50kg 未満)	38.0	
コンクリート縁石 (B)	18/20.5×25×60	歩車道 B 種	66.0	
コンクリート縁石 (C)	18/21×30×60	歩車道 C 種	81.0	
コンクリート縁石 (D)	12×12×60	地先 A 種	20.0	
コンクリート縁石 (F) (F-R)	10/11×15×60	歩車道 各種 (600 mm以下、50kg 未満)	22.2	
切下げ縁石	4/18×10×60	地先 各種 (600 mm以下、50kg 未満)	23.0	
フェンス用土止ブロック	15/17×20×60	歩車道 A 種	44.0	
擬石縁石 (D)	12×12×60	地先 A 種	21.0	
擬石縁石 (F)	10/11×15×60	歩車道 各種 (600 mm以下、50kg 未満)	22.2	
擬石縁石 (F-R)	10/11×15×60	歩車道 各種 (600 mm以下、50kg 未満)	22.2	
擬石縁石 (切下げ)	4/18×10×60	地先 各種 (600 mm以下、50kg 未満)	23.0	
洗出縁石 (D)	12×12×60	地先 A 種	21.0	
洗出縁石 (F)	10/11×15×60	歩車道 各種 (600 mm以下、50kg 未満)	22.2	
洗出縁石 (切下げ)	4/18×10×60	地先 各種 (600 mm以下、50kg 未満)	23.0	

4-7-3 現場打縁石

本資料は、公園工事における現場打縁石工に適用する。なお、現場打縁石の形状は H=220、W=120 とする。
また、施工パッケージは「国土交通省土木工事標準積算基準書 II-4-② 型枠工、II-4-①コンクリート工、II-2-⑱ 目地・止水版設置工」を適用する。

表 3.17 現場打縁石単価表

(100m 当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
型 枠	小型構造物	m ²	44.0	施工 P
コンクリート	小型構造物 人力打設	m ³	2.64	施工 P
面 木	長辺 15mm	m	100.0	
伸 縮 目 地	瀝青繊維質目地板 t=10mm	m ²	0.23	施工 P
諸 雑 費		式	1	
計				

4-7-4 石材縁石

「国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 公園緑地工事標準歩掛（令和元年度 5 月）4-5-2 石材縁石」を適用する。

5 修景施設整備工

5－1 適用範囲

本資料は、公園工事における修景施設整備工に適用する。

5－2 石組工

「国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 公園緑地工事標準歩掛（令和元年度 5 月）5－2 石組工」を適用する。

6 サービス施設整備工

6-1 適用範囲

本資料は、公園工事におけるベンチ・スツール据付に適用する。

6-2 ベンチ・テーブル工

6-2-1 ベンチ・スツール

「国土交通省土木工事標準積算基準書 V-1-③ 小型工作物工」を適用する。

(参考) ベンチ・スツール重量

名 称	1 基当たり重量
丸太ベンチ (A)	38.2 kg/基
丸太ベンチ (B)	66.3 kg/基
背 付 き ベ ン チ	34.0 kg/基
ス ツ ー ル	31.9 kg/基

7 管理施設整備工

7-1 適用範囲

本資料は、公園工事における管理施設整備工に適用する。

7-2 柵工

7-2-1 外周柵

(1) 施工歩掛

外周柵（パイプ柵）は次表を標準とする。

なお、施工パッケージは「国土交通省土木工事標準積算基準書 II-2-② 基礎・裏込砕石工、基礎・裏込栗石工、II-4-② 型枠工、II-4-① コンクリート工、II-2-⑱ 目地・止水版設置工」を適用する。

表 3.17 外周柵（パイプ柵）A 単価表

(10m当り)

名 称	規 格	単 位	数 量			摘 要
			A-3	A-4	A-5	
基礎砕石	再生クラッシャーラン RC-40	m ²	2.5	2.5	4.1	施工 P
型 枠	無筋・鉄筋構造物	m ²	6.0	8.0	10.20	施工 P
コンクリート	無筋・鉄筋構造物 人力打設	m ³	0.54	0.72	1.22	施工 P
伸 縮 目 地	瀝青繊維質目地板 t=10mm	m ²	0.05	0.07	0.12	施工 P
面 木	長辺 15mm	m	10.0			
パ イ プ 柵	(A) 鋼管製 H=500	m	10.0			
諸 雑 費		式	1			
計						

表 3.18 外周柵（パイプ柵）B 単価表

(10m当り)

名 称	規 格	単 位	数 量			摘 要
			B-3	B-4	B-5	
基礎砕石	再生クラッシャーラン RC-40	m ²	2.5	2.5	4.1	施工 P
型 枠	無筋・鉄筋構造物	m ²	6.0	8.0	10.20	施工 P
コンクリート	無筋・鉄筋構造物 人力打設	m ³	0.54	0.72	1.22	施工 P
伸 縮 目 地	瀝青繊維質目地板 t=10mm	m ²	0.05	0.07	0.12	施工 P
面 木	長辺 15mm	m	10.0			
パ イ プ 柵	(B) 角型鋼管製 H=500	m	10.0			
諸 雑 費		式	1			
計						

7-3 車止め工

7-3-1 車止め

(1) 施工歩掛

車止めは次表を標準とする。

なお、施工パッケージは「国土交通省土木工事標準積算基準書 II-2-② 基礎・裏込砕石工、基礎・裏込栗石工、II-4-② 型枠工、II-4-① コンクリート工」を適用し、塗装については本基準書 5-3-8-1 8 施設仕上げ工を参照する。

表 3.19 車止め 単価表

(10 本当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量								摘 要
			A	B-1	B-2	F	G	J1-K2	J2-K2	J3-K2	
基礎砕石	再生クラッシャーラン RC-40	m ²	—	4.2	4.2	—	2.02	0.90	0.90	1.60	施工 P
型 枠	小型構造物	m ²	5.75	10.0	7.25	—	5.60	2.40	2.40	2.70	施工 P
コンクリート	小型構造物 人力打設	m ³	0.47	1.14	0.82	—	0.49	0.24	0.24	0.30	施工 P
基礎ブロック	350×350×300	個	—	—	—	10	—	—	—	—	
基礎ブロック 設置	350×350×300	個	—	—	—	10	—	—	—	—	
充填モルタル	1 : 3	m ³	—	—	—	0.07	—	—	—	—	施工 P
車止め設置	各 種	本	10	10	10	10	10	10	10	10	
車 止 め	各 種	本	10	10	10	10	10	10	10	10	
塗 装	合成樹脂 調合ペイント塗	m ²	2.28	3.54	3.54	1.91	2.00	—	—	—	
諸 雑 費		式	1								
計											

7-4 管理施設修繕工

7-4-1 管理施設修繕

本資料は公園工事における管理施設修繕に適用する。

(1) 外周柵改修

外周柵改修の施工歩掛は次表を標準とし、施工パッケージは「国土交通省土木工事標準積算基準書 II-2-② 基礎・裏込砕石工、基礎・裏込栗石工、II-4-② 型枠工、II-4-① コンクリート工、II-2-⑱ 目地・止水版設置工」を適用、また塗装については本基準書 5-3-8-1 8 施設仕上げ工を参照する。

表 3.20 外周柵改修（A） 単価表

(10m当り)

名 称	規 格	単 位	数 量			摘 要
			A-1	A-2	A-3	
基礎砕石	再生クラッシャーラン RC-40	m ²	2.0	2.5	3.0	施工 P
型 枠	無筋・鉄筋構造物	m ²	6.12	8.20	10.28	施工 P
コンクリート	無筋・鉄筋構造物 人力打設	m ³	0.70	1.06	1.50	施工 P
伸 縮 目 地	瀝青繊維質目地板 t=10mm	m ²	0.07	0.10	0.15	施工 P
面 木	長辺 15mm	m	10.0			
パイプ柵	(A) 鋼管製 H=500	m	10.0			
諸 雑 費		式	1			
計						

表 3.21 外周柵改修（B） 単価表

(10m当り)

名 称	規 格	単 位	数 量			摘 要
			B-1	B-2	B-3	
基礎砕石	再生クラッシャーラン RC-40	m ²	2.0	2.5	3.0	施工 P
型 枠	無筋・鉄筋構造物	m ²	6.12	8.20	10.28	施工 P
コンクリート	無筋・鉄筋構造物 人力打設	m ³	0.70	1.06	1.50	施工 P
伸 縮 目 地	瀝青繊維質目地板 t=10mm	m ²	0.07	0.10	0.15	施工 P
面 木	長辺 15mm	m	10.0			
パイプ柵	(B) 角型鋼管製 H=500	m	10.0			
諸 雑 費		式	1			
計						

8 施設仕上り工

8-1 適用範囲

本歩掛は、公園工事における施設仕上り工に適用する。

8-2 塗装仕上り工

施工歩掛りについては、「国土交通省大臣官房官庁営繕部 公共建築工事積算基準 第2編 建築工事 第1章 新営工事 17節 塗装、第2章 改修工事」を適用する。

(1) 一般事項

塗装仕上りの細目工種は下記表によるものとする。施工単価については市場単価を適用し、それ以外の単価については 物価資料による。市場単価における仕様については、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）、公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」によるものとする。

(2) 市場単価

適用条件及び留意事項は下記の通りとする。

1. 錆止め塗り、仕上り塗り及び素地ごしらえに適用する。
2. 錆止め塗りの単価は現場1回塗りの単価とする。
3. 仕上り塗り、下地が鉄鋼面、亜鉛メッキ鋼面の単価は錆止め塗りを含まない。
4. 仕上り塗り、下地が木部、モルタル面、けい酸カルシウム板面の単価は、素地ごしらえを含む。

細目工種（市場単価）

細目	摘 要			単位	備 考
	下地種類等	塗装 種別	作業 工程		
錆止め塗り	現場1回 鉄鋼面	A種	A種	㎡	
	現場1回 亜鉛めっき鋼面	A種	A種		
合成樹脂 調合ペイント塗り	鉄鋼・亜鉛めっき鋼面	1種	B種	㎡	
合成樹脂 エマルジョンペイント塗り	(素地ごしらえB種共) けい酸カルシウム板・モルタル面		B種	㎡	
耐候性塗料(鋼構造物用 耐候性塗料)塗り	鉄鋼・亜鉛めっき鋼	1級		㎡	
素地ごしらえ	けい酸カルシウム板・モルタル面		B種	㎡	

工種（その他単価）

名 称	摘 要			単位	備 考
	規格・仕様	塗装 種別	作業 工程		
合成樹脂 調合ペイント塗り	木部		A種	㎡	
	鉄鋼面		A種	㎡	
つや有合成樹脂 エマルジョンペイント塗り	左官仕上り		A, B種	㎡	
合成樹脂 エマルジョンペイント塗り	左官仕上り		A種	㎡	
耐候性塗料(鋼構造物用 耐候性塗料)塗り	鉄鋼・亜鉛めっき鋼面	2, 3級		㎡	
耐候性塗料(建築用耐候 性上塗り塗料)塗り	コンクリート面		A, B, C 種	㎡	

工 種（その他単価）

名 称	摘 要			単 位	備 考
	規格・仕様	塗装 種別	作業 工程		
素地ごしらえ	木部		A, B 種	m ²	A 種：不透明塗料 B 種：透明塗料
	鉄鋼面		C 種	m ²	
	亜鉛めっき鋼面		B 種	m ²	
	コンクリート面		B 種	m ²	

塗 装 改 修 工 種（その他単価）

名 称	摘 要			単 位	備 考
	規格・仕様	塗装 種別	作業 工程		
錆止め塗料塗り	鉄鋼面		A 種	m ²	
	亜鉛めっき鋼面		A 種	m ²	一液形変性エポキシ樹脂 さび止めペイント
合成樹脂調合ペイント塗り	鉄鋼面		A, B 種	m ²	
	亜鉛めっき鋼面		A, B 種		
	鉄鋼面・亜鉛めっき鋼面		C 種		
耐候性塗料塗り	鉄鋼面	1 級	A, B, C 種	m ²	
		2 級	A, B, C 種		
		3 級	A, B, C 種		
	亜鉛めっき鋼面	1 級	A, B, C 種	m ²	
		2 級	A, B, C 種		
		3 級	A, B, C 種		
	コンクリート・押出成形セメント板面		A-1, 2 種	m ²	
			B-1, 2 種		
			C-1, 2 種		
つや有合成樹脂 エマルジョンペイント塗り	コンクリート、モルタルほか面		A, B, C 種	m ²	
合成樹脂 エマルジョンペイント塗り	コンクリート、モルタルほか面		A, B, C 種	m ²	
下地調整 (既存塗膜除去共)	木部		R A 種	m ²	全面 不透明・透明塗料下地
下地調整 (既存塗膜除去共)	鉄鋼面 2 種ケレン		R A 種	m ²	
	鉄鋼面 3 種ケレン (A, B, C)		R B 種		
	鉄鋼面 4 種ケレン		R C 種		

塗 装 改 修 工 種（その他単価）

名 称	摘 要			単 位	備 考
	規格・仕様	塗装 種別	作業 工程		
下地調整 (既存塗膜除去共)	亜鉛めっき鋼面 2種ケレン		R A種	㎡	
	亜鉛めっき鋼面 3種ケレン (A, B, C)		R B種		
	亜鉛めっき鋼面 4種ケレン		R C種		
下地調整 (既存塗膜除去共)	コンクリート面 ほか		R A種	㎡	
			R B種		
			R C種		

(3) 単価表

合成樹脂調合ペイント塗（亜鉛めっき鋼面）

1 ㎡当り

名 称	種別	塗料・その他		数量	単位	備 考
		規格番号	規格・仕様			
素地ごしらえ	B種		亜鉛めっき鋼面	1. 0	㎡	
錆止め塗り (現場1回)	A種	JPMS 28	亜鉛めっき鋼、鋼製建具 面（屋内外）	1. 0	㎡	
合成樹脂調合 ペイント塗り(SOP)	B種	JIS K 5516	鉄鋼、亜鉛めっき鋼、鋼製 建具面（屋内外）	1. 0	㎡	

8－3 加工仕上げ工

本資料は、公園工事における加工仕上げ工に適用する。

8－3－1 コンクリート加工仕上げ

「国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 公園緑地工事標準歩掛（令和元年度 5 月）7－2－1 加工仕上げ工」を適用する。

8－4 左官仕上げ工

本資料は、公園工事における左官仕上げ工に適用する。

なお、モルタルについては「国土交通省土木工事標準積算基準書 II－4－① モルタル練」を適用する。

8－4－1 化粧目地切

「国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 公園緑地工事標準歩掛（令和元年度 5 月）7－3－1 化粧目地切」を適用する。

8－4－2 コンクリート仕上げ

「国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 公園緑地工事標準歩掛（令和元年度 5 月）7－3－2 コンクリート仕上げ」を適用する。

8－4－3 モルタル仕上げ

「国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 公園緑地工事標準歩掛（令和元年度 5 月）7－3－3 モルタル仕上げ」を適用する。

8－4－4 色モルタル仕上げ

色モルタル仕上げの施工歩掛は、次表を標準とする。

表 3.26 色モルタル金こて仕上げ (10 m²当り)

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
下 塗 モ ル タ ル	1 : 2	m ³	0.08	8 mm
中 塗 モ ル タ ル	1 : 3	m ³	0.05	5 mm
白 セ メ ン ト		kg	50.4	7 mm (1:2)
白 砂		kg	115.7	
顔 料		Kg	2.35	4.67%
左 官 工		人	1.5	
普 通 作 業 員		人	0.18	
諸 雑 費		式	1	

(注) モルタル塗りには、左官工具、混和材、目地棒、定規等の補助材を含む。

8－4－5 人造石仕上げ

「国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 公園緑地工事標準歩掛（令和元年度 5 月）7－3－4 人造石仕上げ」を適用する。

8－4－6 タイル下地モルタル塗り

(1) 床タイル張下地モルタル

床タイル張下地モルタルの施工歩掛は、次表を標準とする。

表 3.27 床タイル下地モルタル塗り (塗厚 22 mm) (1 m²当り)

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
セ メ ン ト		kg	11.0	
砂		m ³	0.027	
左 官 工		人	0.04	
普 通 作 業 員		人	0.026	
諸 雑 費		式	1	

(注) モルタル 1 : 3

(2) 壁タイル張りの下地モルタル

壁タイル張下地モルタルの施工歩掛は、次表を標準とする。

表 3.28 壁タイル下地モルタル塗り

(1 m²当り)

名 称	規 格	単位	ユニットタイル下地 20 mm	外装タイル下地 16 mm	摘 要
セ メ ン ト		kg	10.9	9.5	
砂		m ³	0.026	0.022	
左 官 工		人	0.09	0.070	
普 通 作 業 員		人	0.032	0.027	
諸 雑 費		式	1	1	

(注) 1. モルタル塗りには、左官工具、混和材、目地棒、定規等の補助材を含む。

8-5 タイル仕上げ工

本資料は、公園工事におけるタイル仕上げ工に適用する。

8-5-1 タイル張り仕上げ

(1) 床タイル張の施工歩掛は、次表を標準とする。

表 3.29 床タイル張 (一般床タイル張り)

(1 m²当り)

名 称	規 格	単位	数 量		摘 要
			100mm 角	150mm 角	
タ イ ル	磁器タイル	枚	102	45	
セ メ ン ト		kg	3.0	2.6	張付モルタル、目地モルタル
細 骨 材	細目	m ³	0.004	0.004	
下 地 モ ル タ ル 塗	床	m ²	1.0	1.0	表 3.27
タ イ ル 工		人	0.22	0.19	
普 通 作 業 員		人	0.09	0.09	
諸 雑 費		式	1	1	

(注) 1. 張付けモルタルに混入する保水材を含む。

2. タイル洗い手間は労務歩掛に含む。

(2) 床タイル（ユニットタイル張り）の施工歩掛は、次表を標準とする。

表 3.30 床タイル（ユニットタイル張り） (1 m²当り)

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
			100mm 角	
床 ユ ニ ッ ト タ イ ル		シート	11.5	
セ メ シ ト		kg	4.4	
細				

- (注) 1. 張付けモルタルに混入する保水材を含む。
 2. タイル洗いは労務歩掛に含む。
 3. タイルの寸法は、目地を含むモジュール寸法とする。
 4. 床ユニットタイルの1シート寸法は、300×300mm とする。

(3) 床モザイクタイル（ユニット）張りの施工歩掛は、次表を標準とする。

表 3.31 床モザイクタイル（ユニットタイル張り） (1 m²当り)

名 称	規 格	単位	数 量		摘 要
			25mm 角	50mm 角	
モザイクユニットタイル		シート	11.5	11.5	
セ メ ン ト		kg	5.2	4.0	
細 骨 材	砂	m ³	0.003	0.003	
下 地 モ ル タ ル 塗	床	m ²	1.0	1.0	表 3.27
タ イ ル 工		人	0.19	0.19	
普 通 作 業 員		人	0.07	0.07	
諸 雑 費		式	1	1	

- (注) 1. 張付けモルタルに混入する保水材を含む。
 2. タイル洗いは労務歩掛に含む。
 3. タイルの寸法は、目地を含むモジュール寸法とする。
 4. 床モザイクユニットタイルの1シート寸法は、300×300mm とする。

(4) 床クリンカータイル張りの施工歩掛は、次表を標準とする。

表 3.32 床クリンカータイル張り (1 m²当り)

名 称	規 格	単位	数 量			摘 要
			120mm 角	152mm 角	180mm 角	
ク リ ン カ ー タ イ ル	せつ器質	枚	63	39	28	
セ メ ン ト		kg	5.5	5.8	6.1	張付モルタル、目地モルタル
細 骨 材	細目	m ³	0.002	0.002	0.003	
下 地 モ ル タ ル 塗	床	m ²	1.0	1.0	1.0	表 3.27
タ イ ル 工		人	0.19	0.18	0.17	
普 通 作 業 員		人	0.10	0.10	0.10	
諸 雑 費		式	1	1	1	

- (注) 1. 張付モルタル塗り（塗厚 3～5mm 程度）及び目地モルタル塗りを含む。
 2. タイル洗いは労務歩掛に含む。
 3. タイルの寸法は、目地を含むモジュール寸法とする。

第4章 共通工

1 公園施設等撤去・移設工

1-1 適用範囲

本資料は、公園施設等撤去・移設に適用する。

1-2 公園施設撤去工

1-2-1 公園施設撤去

構造物撤去工で撤去し難い項目（四阿、パーゴラ、工作物等、木製構造物等）に適用する。

施工歩掛・単価については本市基準書、「国土交通省土木工事標準積算基準書」、「国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 公園緑地工事標準歩掛」より適切な工種を採用すること。また、これにより難い場合については別途考慮すること。

1-3 移設工

1-3-1 遊具移設

公園施設等の遊具類の移設に適用する。施工歩掛・単価については本市基準書、「国土交通省土木工事標準積算基準書」、「国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 公園緑地工事標準歩掛」より適切な工種を採用すること。また、これにより難い場合については別途考慮すること。

1-3-2 小工作物移設

公園施設等の小工作物等の移設に適用する。施工歩掛・単価については本市基準書、「国土交通省土木工事標準積算基準書」、「国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 公園緑地工事標準歩掛」より適切な工種を採用すること。また、これにより難い場合については別途考慮すること。

1-3-3 景石移設

公園施設等の景石の移設に適用する。施工歩掛・単価については本市基準書、「国土交通省土木工事標準積算基準書」、「国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 公園緑地工事標準歩掛」より適切な工種を採用すること。また、これにより難い場合については別途考慮すること。

1-4 伐採工

1-4-1 高木伐採

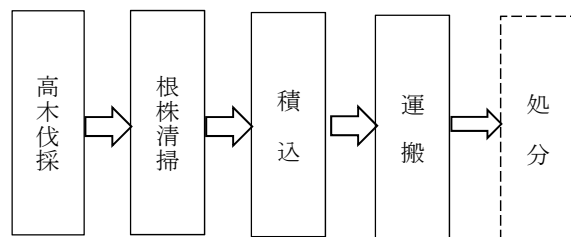
公園・街路の高木樹木伐採に適用する。

施工単価については本基準書 1-2-1-1 材料費によるものとする。また、伐採工の規格・仕様区分については下表のとおりとする。

(1) 施工概要

高木伐採の施工は下記の通りとする。

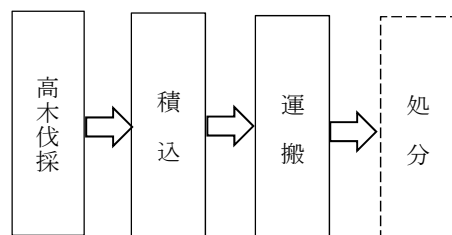
＜高木伐採＞



- ・伐採後の根株容積分の地盤の埋戻し手間を含む。（埋戻し材料は別途計上する）
- ・機械の使用の有無は問わない。
- ・根株の清掃を含む。
- ・再資源化処理施設への運搬を含む。（概ね 30km 以下）

※本歩掛が対象としているのは、実線の部分のみである。

＜高木伐採・根株撤去無し＞



- ・伐採は地盤面付近で切断し根株の撤去は行わない。
- ・機械の使用の有無は問わない。
- ・再資源化処理施設への運搬を含む。（概ね 30km 以下）

※本歩掛が対象としているのは、実線の部分のみである。

1-4-2 中低木伐採

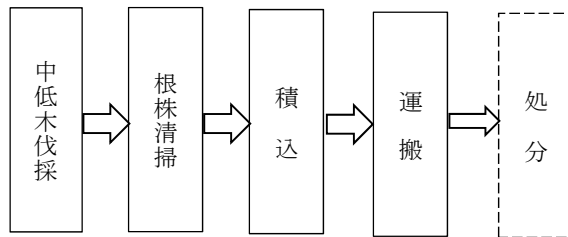
公園・街路の中低木の樹木伐採に適用する。

施工単価については基本標準書 1-2-1-1 材料費によるものとする。

(1) 施工概要

中低木伐採の施工は下記の通りとする。

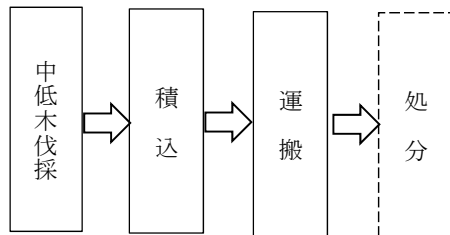
＜中低木伐採＞



- ・伐採後の根株容積分の地盤の埋戻し手間を含む。(埋戻し材料は別途計上する)
- ・機械の使用の有無は問わない。
- ・根株の清掃を含む。
- ・再資源化処理施設への運搬を含む。
(概ね 30km 以下)

※本歩掛が対象としているのは、実線の部分のみである。

＜中低木伐採・根株撤去無し＞



- ・伐採は地盤面付近で切断し根株の撤去は行わない。
- ・機械の使用の有無は問わない。
- ・再資源化処理施設への運搬を含む。
(概ね 30km 以下)

※本歩掛が対象としているのは、実線の部分のみである。

1-4-3 枯損木処理

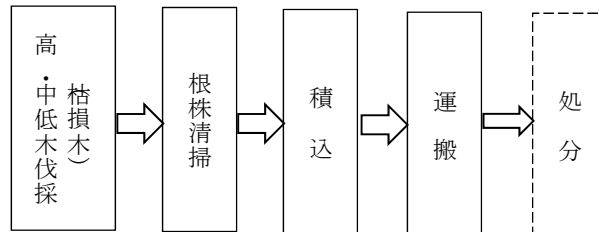
公園・街路の枯損木処理に適用する。

施工単価については基本標準書 1-2-1-1 材料費によるものとする。

(1) 施工概要

枯損木処理の施工は下記の通りとする。

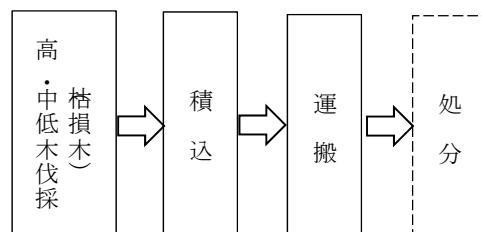
＜高・中低木伐採（枯損木）＞



- ・伐採後の根株容積分の地盤の埋戻し手間を含む。(埋戻し材料は別途計上する)
- ・機械の使用の有無は問わない。
- ・根株の清掃を含む。
- ・再資源化処理施設への運搬を含む。
(概ね 30km 以下)

※本歩掛が対象としているのは、実線の部分のみである。

＜高・中低木伐採（枯損木）・根株撤去無し＞



- ・伐採は地盤面付近で切断し根株の撤去は行わない。
- ・機械の使用の有無は問わない。
- ・再資源化処理施設への運搬を含む。
(概ね 30km 以下)

※本歩掛が対象としているのは、実線の部分のみである。

1-4-4 抜根

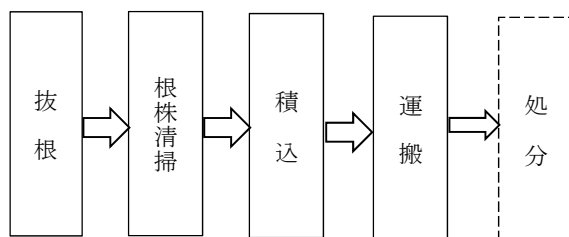
公園・街路の抜根に適用する。

施工単価については本基準書 1-2-1-1 材料費によるものとする。

(1) 施工概要

抜根の施工は下記の通りとする。

<抜根>



- ・伐採後の根株容積分の地盤の埋戻し手間を含む。(埋戻し材料は別途計上する)
- ・機械の使用の有無は問わない。
- ・根株の清掃を含む。
- ・再資源化処理施設への運搬を含む。
(概ね 30km 以下)

※本歩掛が対象としているのは、実線の部分のみである。

表 1.1 伐採工樹木形状寸法表

区 分		規 格 ・ 仕 様	単位
伐 採 工	中 低 木	H＝100cm 未満	本
		H＝100cm 以上 200cm 未満	
		H＝200cm 以上 300cm 未満	
	高 木	H＝300cm 以上 400cm 未満	
		C＝60cm 未満	
		C＝60cm 以上 120cm 未満	
		C＝120cm 以上 180cm 未満	
		C＝180cm 以上 240cm 未満	
抜 根	根元周 90cm 未満		
	根元周 90cm 以上 180cm 未満		
	根元周 180cm 以上 270cm 未満		
	根元周 270cm 以上 360cm 未満		

- 注：1. 低木には株物、一本立を含む。
 2. 伐採工は枯損木を含む。
 3. 伐採工は根株撤去に関わらず、上記 規格・仕様とする。
 4. 規格・仕様が上表にない場合は別途考慮する。

1-5 発生木材処分工

1-5-1 発生木材処分

公園・街路の樹木維持に係り発生する剪定枝・刈込枝、伐採木・根株等の処分に適用する。

施工単価については本基準書 1-2-1-1 材料費によるものとし、再資源化施設から受入費及び運搬費を考慮して最も経済的となる施設を算定する。